雨漏り(漏水)調査についての概要説明(重要事項説明書)

※雨漏り(漏水)原因調査(以下、漏水調査という)は公正中立な第三者機関である一般社団 法人全日本雨漏調査協会会員によって行われます。

【現地事前調査、漏水箇所の現況確認及び問診』

現地にて漏水箇所の現況を目視や触診などにより確認すると同時に、漏水時の状況や履歴をヒアリングさせていただいて問診表を作成します。問診表に基づき推測される漏水の発生要因と原因箇所をお伝えした上で、調査方法や必要とされる調査日数などの説明をします。漏水調査は漏水の状況や建物の規模、立地条件などにより1日で終了する場合もあれば数日を要する場合もあります。漏水の原因箇所が事前調査の段階で数箇所に及ぶ可能性がある場合は、依頼主様との打合せにより調査対象範囲や対象箇所を限定してお見積書を提出します。調査は本説明書とお見積書兼発注書の内容を全てご承諾の上で署名捺印いただいた後に実施します。(調査の為に足場が必要な場合や壁・天井の一部解体もしくは点検口の設置など必要な場合は調査当日までに作業に掛かる場合があります。)

【調査当日】

調査方法・手順等は一任して頂きます。調査を円滑に進行させるには居住者様(建物利用者など関係者) のご理解とご協力が不可欠です。建物内部で漏水が発生している場合には、建物内の立ち入り及び通行が 必須となります。

調査の実施時間は原則として $9:30\sim17:00$ ですが、状況により時間は延長・短縮されることがあります。

『調査員全員の調査要領確認、調査準備』

調査を開始する前に漏水発生箇所と調査対象場所の確認をして、調査員全員が調査要領を把握します。調査機材の運搬及び配置、漏水箇所周囲の養生、必要と判断した場合には、居住者様又は依頼者様の許可並びにご協力を得た上で近隣にご挨拶を行います。

※調査で使う水道・電気代は依頼主様のご負担にてお願いします。可能ならば調査員のトイレの使用許可をお願いします。

『水道水による散水、水張りテストを開始』

その次に水道を拝借して事前調査によりピックアップした漏水の原因になり得るポイントを中心に、漏水発生時の気象状況を想定した散水や水張り調査を行います。台風時の突風や豪雨が吹き荒れる状況を再現するために大量で長時間の散水を行なうこともあります。散水による漏水を確認して水の漏出をコントロールできるようになれば次の段階に移ります。

※大量の散水や広範囲の水張りを実施することに伴い、調査対象の漏水箇所以外の場所から水が漏れ出て くる場合があります。これは将来の雨で発生するかもしれない潜在的な漏水原因箇所であり、その事による水の影響や漏電による故障などは免責とさせて頂きます。

『発光調査液を使用した検証』

水道水の散水、水張りテストでおおまかに漏水を再現させた原因箇所をさらに細分化して区分し、紫外線発光調査液を部分的に投入します。そして漏れ出してきた液体が紫外線の投射により発光反応を示した時、調査液を投入している箇所が、漏水原因箇所と特定されます。ただし、稀にですがコンクリート・モルタル・ALC・断熱材などを通過する状況において、調査液成分がろ過されてほとんど発光しない場合があります。

『その他原因箇所の追究』

漏水原因箇所は一箇所とは限りませんので、現地状況を確認しながら漏水の可能性がある他の部分についても上述の調査作業を繰り返し、調査精度を高めて行きます。但し水捌けの悪い箇所や常時水の溜まる箇所などに漏水の原因がある場合には、調査精度が低下したり、調査時間が長引く場合があります。また建物が非常に乾燥している場合も調査が長引く事がありますが、時間の延長による追加費用は発生しません。ただし、事前の御見積書での打合せで示した調査範囲以外の場所の調査を、当日もしくは後日に希望される場合には追加費用が発生します。

『後片付け・機材撤収』

調査が終了したことを依頼主様・居住者(建物利用者等)様に伝え、機材の撤収、養生などの片付けや清掃を行います。調査の為に移動した家具や物品は極力調査前の状況に戻すように努めますが、多少の位置のズレなどはご容赦下さい。また、調査完了時には、外壁や窓・バルコニーなどが乾燥していないことがあります。室内においては、漏水箇所に水が残存していることや、漏れ出し続けている場合もあります。漏れ出し続けている場合には、お客様に水受け(バケツや洗面器など)をお借りし、設置した状態で作業を終了させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

『漏水調査の記録』

調査で判明した漏水の原因箇所や漏水状態などは、写真で記録し後日提出の調査報告書に添付させて頂きます。事前調査時及び調査中に調査対象建物の内外部を写真撮影することをご了解頂きます。漏水調査報告書は調査完了日からおよそ7日~14日後の提出となります。(手渡し、郵送など)

【調査後日】『漏水調査報告書の提出』

漏水調査結果は、調査報告書に内容を取りまとめて提出します。報告書内に必要に応じて漏水再発防止の 為の補修工事方法などをご提案します。

《漏水調査特記事項》

- 一、 弊社はご依頼の漏水箇所に対して、漏水を発生させている原因箇所の全てを特定する責務を負います。
- 二、 弊社は改修工事受注目的の為に漏水調査を行なっているものではありません。原則として改修工事 は承っておりませんが、ご要望があった場合には、改修工事業者をご紹介することは可能です。
- 三、漏水調査完了日より1年以内に調査対象であった同一の漏水箇所から漏水が発生した場合は、特記第一項に基づき再度もしくは何度でも無償にて漏水調査を行います。但し、漏水再発要因が地震などの天災地変や地政学的リスクなどの社会現象、もしくは増改築工事などで建物に与えた影響が漏水を再発させた原因とした場合は、有償の調査とさせていただく場合があります。
- 四、漏水調査の依頼(発注)後に万一延期もしくはキャンセルされる場合は、日程が決まっている場合は必ず前日の午前中までに、日程が決まっていない場合でもなるべく早めにご連絡下さい。調査前日午後以降のキャンセルは調査費用を除く掛かった必要経費を請求させていただくことがあります。
- 五、漏水調査の結果において漏水の原因が依頼主様に全く責任が無く、責任の所在が特定される第三者 にあったとしても、調査費用のお支払いは依頼主様が責任を負う事をご了解下さい。
- 六、漏水調査の実施により原因箇所を特定して改修工事等確実に是正処置を講じたにも拘らず、残念ながら漏水が再発するケースがあります。なかなか解決に至らない雨漏りに見られる現象で、複数の全く違う箇所から雨水が浸入して同一の原因箇所に到達して漏水するようなケースがあります。弊社としましても1回の調査で複数あるかもしれない全ての原因箇所を特定すべく最善は尽くしておりますが、稀に想定外の原因箇所が存在していることにより漏水が再発することがあります。調査および改修工事完了後に万一の漏水再発の可能性を考慮して、出来れば数回の降雨による影響の有無を経過観察される一定期間を持たれることをお勧めいたします。なお以上のような場合の漏水再発により生じた、建物内の内装や家具、動産などの汚損や電気ショート等に係る事故・故障などは全て免責とさせて頂き、被害弁償には応じられませんことをご承知おきください。

七、漏水調査の費用は、調査報告書と同時に請求書を提出しますので、

下記の条件の通りに指定金融機関へ振り込みにてお支払いをお願いします。

- ・初めてのお取引のご依頼主様の場合、請求書到着後、2週間以内のお支払い。
- ・過去にお取引のあるご依頼主様の場合、請求書到着月の翌月末日までのお支払い。
- ・やむを得ない事情により支払条件の変更をご希望の場合は、調査ご依頼前に必ずご相談ください。 また、過去のお取引等において、お約束が守られなかったことがある場合には別途条件をご提示させてい ただくことがございますので、予めご了承ください。

八、漏水調査において原因箇所の特定に必要最小限の日数を、事前に正確にお伝えするのは不可能です。依頼主様としても一日も早い原因究明を望まれていることは承知しておりますし、弊社としましても同様に一日で調査完了すべく最善は尽くしますが、漏水原因はそれこそ多岐にわたり、同じ原因の漏水は存在しないと言っても過言ではない程あらゆるケースが存在し、想定を超えて困難を極める場合もあります。あるいは漏水ではなく、表面結露や内部結露、上下水道管の不具合などが原因の場合もあり、時間、日数をかけて取り組まなければならないケースもありますが、弊社は提出したお見積もりの金額から追加で費用請求することはありません。(調査精度を高める為にやむを得ずどうしても必要な費用の掛かる措置を講じる場合には、依頼主様の同意を得て行います。)

そして万一漏水原因箇所が発見出来なかった場合は、必要経費を含めて一切の費用は請求いたしません。(但し依頼主様から調査中止の指示があった場合を除きます。)

(漏水調査についての概要説明)の補足事項

《漏水調査特記事項》末尾に記載しております文言に、『万一漏水原因箇所が発見出来なかった場合は、必要経費を含めて一切の費用は請求いたしません。(但し依頼主様から調査中止の指示があった場合を除きます。)』とありますが、これは調査依頼主様に対する弊社からの誓約であり、ポリシーですから必ず遵守いたします。しかしながら、例外や免責となる場合がありますので、下記条文を熟読の上、何とぞご理解いただきますようお願いします。

① 過去に2回~複数回同じ箇所に雨漏りもしくは結露もしくは上下水道管の不具合もしくは人為的な要因など(以下、「雨漏りなど」と言う。)を原因とする建物の一部、もしくは複数箇所に漏水が発生した後に改修工事等是正処置を施した結果、現在までに雨漏りなどは発生しておらず、原因箇所が改修工事等により改善されている可能性がある状況で弊社が調査を実施した結果、原因箇所が改善されていると判断した時は弊社の調査業務はその時点で完了したものとします。その際は調査後1年以内に限り、同一箇所から漏水が再発した場合は無償にて何度でも再調査をさせていただきます。

② 漏水再発につきましては、上記条件に基づきまして弊社は再調査の義務を負いますが、万一再調査を 拒否された場合には既に弊社に支払われている調査費用はお返し出来ません。調査費用を支払われていな い場合でも弊社からの請求を拒むことは出来ませんし、弊社は被害弁償にも応じません。

※以下、再調査の拒否の記述においては一律上記同様とします。

- ③ 過去に1回だけ漏水が発生したケースにおいては、極めて稀に人為的な原因(例えば洗濯機の排水不良、降雨時に窓が開いていた、観葉植物への水やりなど)によるもので雨漏りなどの原因箇所が存在しない場合があります。依頼主様から漏水状況を詳しくヒアリングさせていただいた上で、弊社が調査対象外の漏水状況であると判断した際には、調査の実施はお勧めしておりません。しかしながら依頼主様のたってのご希望で弊社が漏水調査を実施する際には、特記事項の文言は適用外とさせていただく場合があります。
- ④過去に漏水が発生してから改修工事等を行っていない状態にもかかわらず、相当期間(1年程以上)において雨漏りなどが発生していない場合には、調査の実施を原則としてお断りしております。特に激甚災害に指定されるような風雨時(近隣地域が指定された場合を含む)にのみ雨漏りなどが発生した場合は、今後数年以上、雨漏りなどが発生しない可能性も十分に考えられます。また、人為的な作業により漏水を発生させることができない状況下にある可能性も考えられるため、調査の実施を強くご希望の場合には、ご相談の上、予め定めた範囲内での作業とさせていただきます。
- ⑤ 弊社において漏水調査を実施して調査報告書を提出後、報告書に基づいた漏水改善の為の改修工事が 弊社以外の手で施された場合、過去に雨漏りなどが発生した時と同程度の降雨もしくは同様の環境下で同 じ箇所から漏水などが再発した場合は、無償にて再調査をさせていただきます。再調査の結果、弊社の報 告書に基づく改修工事が施されていないことが原因で雨漏りなどが再発したのが明確に証明された場合 は、弊社の実施した調査は適正に完了しており、再調査を実施した追加費用をいただくことがあります。 但し追加調査の費用請求は、漏水調査依頼主様に対してさせていただきます。
- ⑥ 弊社が漏水対象建物及び発生箇所の確認を行い、漏水調査の受注をした時から調査を実施するまでの期間に、建物に対して当事者、関係者、第三者にかかわらず漏水原因が改善されるような改修工事や、雨水の浸入を防ぐような建物の保護や養生、解体、樹木の植樹、伐採等建物の立地条件など環境が著しく変化する行為がなされた場合、偶然漏水原因が消失する可能性がありますので、その場合は特記事項の文言は適用外とさせていただく場合があります。

以下余白

明愛カンパニー株式会社 代表取締役 永富 功次郎